

## 三重県の障がい者グループホームの設置及び運営に関する基本方針

### はじめに

障害者権利条約第 19 条においては、「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会を持って、地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者がこの権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」とあり、障がい者には住まいや日中活動の場を限定されず、いろいろな人との関わりを持ちながら生活していく権利がある。

については、障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援を推進するためには、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、以下の視点を踏まえ、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが必要である。

- (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおいて、障がいが重度であっても、地域で生活できる支援体制の整備が求められており、グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保など、地域生活の支援を行うこと  
(＝地域生活の継続を支援するための視点)
- (2) 施設入所者や精神科病院入院者の地域移行が推進され、遠方ではなく住み慣れた地域での生活を選択できること (＝地域移行を推進する視点)

### 1 グループホームの設置及び運営の基本的な考え方

グループホーム(障害者総合支援法に基づく共同生活援助を行う共同生活住居をさす。以下同じ。)は、地域で少人数の共同生活を支援するサービスとして、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行うものとして、次のような基本的考え方に基づき設置及び運営する。

- (1) 昼夜分離を念頭におき、障がい者が通所する日中活動サービス事業所(障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または日中一時支援を行う事業所をさす※。以下同じ。)とグループホームを一体のものとして設置しない。また、グループホームの入居者が同一法人の日中活動サービスを利用することを前提としない。
- (2) 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流が確保される地域にあること。
- (3) グループホームへの入居を終着とせず、アパート等への地域移行を検討する。

※【平成 25 年 10 月 7 日付け事務連絡】の日中活動サービスの種類を変更

## 2 グループホームの指定における同一敷地内等設置基準

(1) 入所施設または病院と同一敷地内及び隣接地（以下「同一敷地内等」）に設置しないこと。

【三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 21 号）第 168 条第 1 項】

(2) 日中活動サービス事業所の同一敷地内等には、原則として設置しないこと。

ただし、グループホームが別紙「設置する場合の要件」及び「設置した後の条件」を満たす場合に限り、同一敷地内等に日中活動サービス事業所とグループホームを設置できる。

(3) 公道や隣接地を挟んだ土地など近接地の場合も、同一敷地内等設置と同様の考え方とすることが望ましい。

(4) すでに同一敷地内等で日中活動サービス事業所とグループホームが指定済みの場合、既設のグループホームを拡大する方向での増改築、人員の増加等は認めない。

【平成 25 年 10 月 7 日付事務連絡】

(5) 同一敷地内の考え方については、5 頁「同一敷地内」の考え方についての整理のとおりとする。

【平成 25 年 10 月 7 日付事務連絡】

## 設置する場合の要件

## (1) 定員要件

7人まで

## (2) 入居者要件

ア 医療的ケア（喀痰吸引、人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養）の必要な方

イ 重度障害者支援加算対象者（受給者証で確認）

ウ 緊急に入居が必要な場合

エ 施設等からの地域移行の方（児童入所施設からの退所児も含む）

※ア～エいずれかに該当する方とする。

※一定期間入居する場合に限る。一定期間とはサービス等利用計画による個々の入居者の状況に応じた入居期間とする。

## (3) サービス形態要件

ア 外部サービス利用型及び、サテライト型住居を設置することが望ましい

イ 入居者の状況に応じた体制を整えていること（夜間支援体制、医療連携体制、日中支援体制など）

## (4) 地域生活支援体制要件

ア 自立生活のための体験入居を積極的に受け入れること（この場合は、(2)の入居者要件は問わない）

イ 併設型短期入所を設置すること

## (5) 建物要件

ア 日中活動サービス事業所とは別の独立した建物であること

イ 日中活動サービス事業所が立地する土地との境界を塀等で明確に区分すること

## (6) 市町・地域要件

ア 障がい者が地域で生活するための資源・地域づくりに寄与していること

イ 市町の障害福祉計画における福祉施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標が達成できること

ア・イについては、市町が判断するものとし、法人は「日中活動サービスと共同生活住居の同一敷地内等設置計画書」（様式A）をGHの設置を計画する市町に提出し、市町は「日中活動サービスと共同生活住居の同一敷地内等設置に対する意見書」（様式B）を県に提出する。その際市町は地域の自立支援協議会等の意見を求めることとする。

## 設置した後の条件

### (1) 事業所の運営

日中活動サービス事業所とグループホーム職員の兼務は可能とするが、あらかじめ届けた職員がサービスにあたるよう留意すること

### (2) 入居者本位

ア 入居者本人の自由意思に基づく選択による入居とし、日中活動の場も利用者本人の意思決定に基づくこと

イ 外部法人の指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画を活用すること

### (3) 入居者の確認

ア 毎年4月の体制届出時に「共同生活住居 入居者一覧表」(様式C)を添付すること

イ 市町等の地域自立支援協議会へ入居者の状況を定期的に情報提供し、今後の支援について検討を行う。また、協議会と連携の上、障害者支援施設の入所待機者のうち、「設置する場合の要件(2)入居者要件」を満たす者の利用を検討すること

### (4) 入居者の支援

グループホームの職員は、日中活動サービス事業所の職員等と連携して、入居中に他のグループホームやアパート等への移行に向けた支援を行うこと

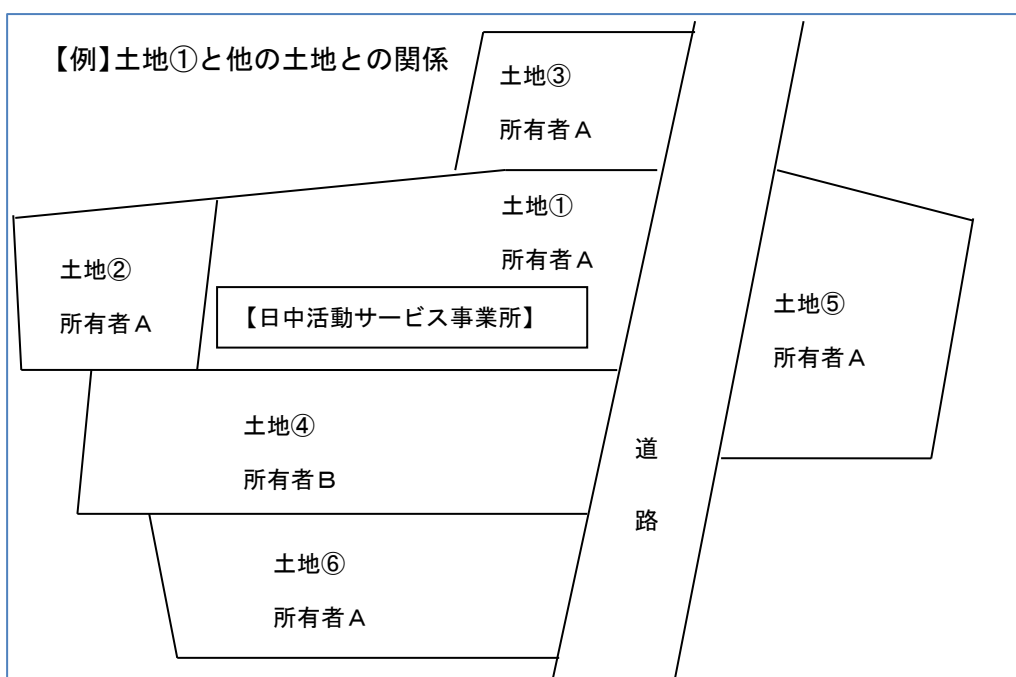
## 「同一敷地内」の考え方についての整理

条例等に記載されている「同一敷地内」の解釈は、下記【例】のとおりとする。

「同一敷地内」とは、日中活動サービス事業所が建てられている敷地内（土地①）をいう。ただし、土地の登記簿上の所有者が同一の場合（法人名義と当該法人役員の個人名義は、同一名義とみなす）は、各々の地番が異なるとしても同一敷地（土地②及び③）とする。

なお、日中活動サービス事業所が建てられている敷地（土地①）を中心とした【例】による解釈は、一般的な事例であるため、特殊な事例は個別に判断する場合がある。

また、周辺環境として、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあることが前提となる。



※土地①と土地②、土地③が「同一敷地」である。土地④は「隣接地」、土地⑤・土地⑥は「近接地」となる。

※道路は、公道（一般の交通の用に供している）であること。私道の場合、土地⑤・土地⑥は、同一敷地内となる。また、事業所指定のため意図的に土地を分筆し市町へ寄付された道路は、私道とみなす。

土地①に日中活動サービス事業所がある場合のグループホームの事業所指定について（道路は公道）

- ◇ グループホームが土地①②③④にある場合は、指定不可とする。  
（土地④は借地を想定）
- ◇ グループホームが土地⑤⑥にある場合は、地域との交流の度合いなど立地環境（市街地等）を考慮したうえで指定可とする。

(様式 A)

日中活動サービスと共同生活住居の同一敷地内等設置計画書

平成 年 月 日

法人住所

法人名

代表者名

印

1 設置を計画している施設・定員等

- ① 共同生活援助事業所
  - ・施設名
  - ・設置場所
  - ・定員
- ② 日中活動サービス種別
- ③ 短期入所・定員

2 設置の動機等

- ① 設置をしようとする理由

- ② 施設構想（どのような施設にしたいとお考えですか。）

3 設置可能な要件の充足状況

- ① 主な入居予定者

- ② サービス形態

- ③ 地域生活支援体制

- ④ 立地環境・地域住民との交流の機会

この計画書は、県へ指定申請書を提出する前に、設置する市町へ提出してください。  
その際には、図面、位置図、配置図（日中活動サービス事業所とグループホームの配置がわかるもの）を添付してください。

(様式B)

日中活動サービスと共同生活住居の  
同一敷地内等設置計画に対する意見書

平成 年 月 日

市町長 印

(法人名)
(施設名)

- 1 同一敷地内等に設置する必要性・効果
- 2 立地環境・地域住民との交流の機会
- 3 本設置計画が、障がい者が地域で生活するための資源・地域づくりに寄与している理由
- 4 市町における、福祉施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標

目標値	現時点での減少値	今回の設置により 予想される減少値

(様式C)

共同生活援助 体制届提出書類

共同生活住居 入居者一覧表 (同一敷地内等に日中活動サービス事業所の設置がある場合)

No	氏名	年齢	日中活動サービス事業所名	入居者要件	上段:入居年月日	設置した後の条件(3)イ(4) 入居者の支援状況
					下段:計画上の入居期限	
1				医療的ケア 重度障害者 緊急入居者 地域移行者		
2				医療的ケア 重度障害者 緊急入居者 地域移行者		
3				医療的ケア 重度障害者 緊急入居者 地域移行者		
4				医療的ケア 重度障害者 緊急入居者 地域移行者		
5				医療的ケア 重度障害者 緊急入居者 地域移行者		
6				医療的ケア 重度障害者 緊急入居者 地域移行者		
7				医療的ケア 重度障害者 緊急入居者 地域移行者		

あてはまる入居者要件に、○を入れてください